

岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領

（目的）

第1条 本要領は、建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上並びに中長期的な建設技能者の確保及び育成に資するための建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進することを目的に、本市発注の建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事实施にあたり必要な事項を定めるもの。

（用語の定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- ・ CCUS 活用工事 : 市発注工事のうち、CCUS を活用するものをいう。
- ・ 技能者 : 元請建設業者及び下請建設業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- ・ 管理者 ID 登録 (現場管理者) : CCUS を活用する工事の元請事業者に所属する技能者が、CCUS にログインするための ID であって、元請事業者が登録するものをいう。
- ・ カードリーダー : CCUS に対応した IC カードリーダーをいう。
- ・ 現場利用料 : CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。
- ・ 就業履歴蓄積率 : 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・ 計測日 : 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、2回以上計測かつ2か月に1回の頻度で設定するものとする。ただし、1か月に2回の計測は認めない。
- ・ 平均就業履歴蓄積率 : 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

（対象工事）

第3条 CCUS 活用工事は、市が発注する原則全ての工事を対象とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、CCUS の活用に努めるものとする。

- (1) 災害復旧など緊急性を要する場合
- (2) 設計金額が250万円以下の工事
- (3) 工期が著しく短い場合
- (4) その他の事由により、発注者がCCUS を活用出来ないと判断する場合

(対象期間)

第4条 CCUS 活用工事の現場において CCUS を利用すべき期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（準備工事を除く。以下同じ。）から現場完成日（後片付けを除く。以下同じ。）までのうち、休日等を除いたものとする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者 ID（現場管理者）登録が完了していない場合の対象期間は、これらの登録が全て完了した日の翌日から現場完成日までのうち、休日等を除いたものとする。

(実施方法)

第5条 CCUS 活用工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により CCUS を活用する受注者希望型とする。

- 2 発注者は、CCUS 活用工事の発注に当たっては、特記仕様書に CCUS の活用に関する事項を記載する。
- 3 受注者は、契約の締結後、工事着手前に CCUS 活用の希望の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
- 4 受注者は、CCUS を活用し「建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表」（以下「実績表」という。）による達成報告する場合は、現場着手日、現場完成日及び対象期間の日数並びに各月の CCUS 活用の実績を記入した「実績表」及び就業履歴（月別カレンダー）を翌月初めに監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、CCUS を活用し「平均就業履歴蓄積率」による達成報告する場合は、受発注者と協議の上計測日を決定し、計測毎に達成状況を記載した資料を提出しなければならない。
- 6 監督員は、実績表の CCUS 活用実績と就業履歴（月別カレンダー）の CCUS 活用実績が一致もしくは、特記仕様書に定める計測日における平均就業履歴蓄積率が計測、計算されていることを確認する。
- 7 受注者は、CCUS を活用する場合、この要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施するものとする。

(達成状況の確認)

第6条 受注者は、工事が完成したときは、次の表に掲げる書類を発注者へ提出し、CCUS 活用工事の達成状況について確認を受けなければならない。

評価対象項目	判断基準	確認書類	加点内容
① 事業者登録	事業者の登録を行ったこと。ただし、元請のみで差し支えない。	就業履歴（月別カレンダー）	①②③④⑤の全ての判断基準を達成した場合 1点
② 技能者登録	1名以上の登録を行ったこと。		
③ 管理者ID(現場管理者)登録	当該現場の登録を行ったこと。	現場・契約情報	
④ 当該現場へのカードリーダーの設置	当該現場へカードリーダーを設置	現場設置状況写真	
⑤ 技能者の就業履歴の蓄積	技能者の就業履歴を対象期間の日数の50%以上蓄積したこと、もしくは、「平均就業履歴蓄積率」30%以上	就業履歴（月別カレンダー）及び「実績表」等もしくは、計測日における達成状況を記載した資料等の提出	

※⑤の評価対象は、「実績表」等もしくは、「平均就業履歴蓄積率」のどちらかの確認とする。

（工事成績評定）

第7条 発注者は、前条の規定による確認を行い、上記表に掲げる基準を全て達成した場合は、工事成績評定の**創意工夫「その他」**の項目で**1点加点**するものとする。なお、基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。

（CCUSに係る費用）

第8条 CCUS 活用工事に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

（実施状況調査等）

第9条 受注者は、発注者及び監理検査課から実施状況調査等の依頼があった際には、積極的に協力するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日以降に公告する工事から適用する。